

○武器等製造法に基く保管規程の認可

に関する権限委譲について

〔昭和二十九年十月十四日 二九重第四八一〇号〕
〔通商産業局長 通商産業事務次官〕

武器等製造法（昭和二十八年法律第一四五号）第十一條第一項の規定による保管規程の認可については、昭和二十九年十一月一日以降通商産業局において受理したものにつき、通商産業局長限りで処理することとされたので通知する。

なお、当該事務の処理については、別途重工業局長および、軽工業局長の指示するところによられたい。

武器等製造法（昭和二十八年法律第一四五号）第十一條第一項の規定による保管規程の認可については、昭和二十九年十一月一日以降通商産業局において受理したものにつき、通商産業局長限りで処理することとされたが、当該事務の処理については、下記によられたい。

記

一 審査にあたつては、武器等製造法第十一條第二項および武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第四十三号）第十二條第二項の規定による外、昭和二十九年二月十五日付重局第一五五号（武器等製造法の施行について。その三）を参考とすること。

二 認可をしたときは、別紙の様式による認可書を交付するとともに、重工業局長あて報告書二部を送付すること。

(別紙様式)

番 号
年 月 日

武器製造事業者あて

通商産業局長

保管規程の認可について

上記の件に關し、昭和 年 月 日付で申
請のあつた の保管規程は、認可されたの
で通知する。